

金融庁

| 番号 | 制度名 |
|------|----------------------------|
| 金融庁 | |
| 金融01 | 第三者保有の暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し |
| 金融02 | 協定銀行等に係る法人事業税（資本割）の特例措置の延長 |

点検結果表

(行政機関名：金融庁)

| | | | |
|-----|--|-----------------------------|-----------------------------|
| 制度名 | 第三者保有の暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し | | |
| 税目 | 法人税、法人住民税、法人事業税 | | |
| 区分 | <input checked="" type="checkbox"/> 新設 | <input type="checkbox"/> 拡充 | <input type="checkbox"/> 延長 |

(1) 達成目標

| |
|---|
| <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（We b 3.0推進に向けた環境整備を図り、ブロックチェーン技術を活用した起業等を促進する。以下同じ。）は、政策目的を表しているものであり、政策目的の実現状況を明らかにすることができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。</p> |
| <p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① ご指摘を踏まえ、達成目標を設定。他方、目標とする達成件数については、本件特別措置の期間や内容等について調整中であることや、現時点においては、I E O (Initial Exchange Offering) は海外で行われ、国内の実施件数は非常に低調であることから、今後どのように推移するのかを見込むことが困難であることから、現時点での設定は困難。</p> |
| <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「(測定指標) 国内I C O / I E O (Initial Coin Offering/Initial Exchange Offering) の実施件数」との説明では、達成すべき水準(目標値)が定量的に示されていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、達成目標を達成すべき期間(目標達成時期)が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において、示されていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、政策目的の実現状況を十分に明らかにすることができないため、この点を課題とする。</p> <p>また、本特別措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、この点を課題とする。</p> |

(3) 将来の適用数

| |
|--|
| <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が定量的に予測されていない。</p> |
| <p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 本要望は新設の要望であるため、暗号資産の評価益課税による事業者の納税額を定量的に示すことが困難であることや、現在国内において暗号資産を用いたビジネスを行う事業者が少なく、本特別措置が実施された場合には、国内における起業等も増加することが見込まれることなどから、現時点において将来の適用数を定量的に見込むことは困難。</p> |
| <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> |

(5) 将来の減収額

| |
|---|
| <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p> |
| <p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 暗号資産の期末の時価評価損益は、有価証券と同様、相場の状況によって評価益と評</p> |

| |
|---|
| <p>価損のいずれもあり得、現時点において将来の減収額を見込むことは困難であるうえ、政府によるそのような予測はマーケットに正確ではない情報を発信し、現実の相場に影響を与えてしまう可能性があるため、具体的な減収額を見込むことは適切ではない。なお、本件特別措置は、暗号資産の期末時価評価課税を見直すものであり、一時的な減収が生じる可能性はあるにせよ、暗号資産の売却時には課税が行われ、長期的には減収は生じない。また、評価書内でも述べている通り、現時点で暗号資産を用いた起業は主に海外で行われていることから、その減収は軽微であると見込まれるため、本特別措置による国内での起業増加等の効果に鑑みれば、一時的な減収は是認できるものと考え</p> |
| <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> |

(7) 将来の効果

| |
|--|
| <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標は、政策目的を表しているものであり、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。</p> |
| <p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① ご指摘を踏まえ、現時点での達成目標の状況を記載しました。また、それに伴い記載を一部修正しました。</p> |
| <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> |

(8) 他の政策手段

| |
|---|
| <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等の有無について、「特定自己発行暗号資産(当該国内法人が発行し、かつ、その発行の時から継続して有する暗号資産であつてその時から継続して譲渡についての制限その他の条件が付されているものとして政令で定めるもの)を除く。)については、期末時価評価課税の対象外とされているが、発行者以外の第三者が保有する暗号資産については依然として期末時価評価課税の対象となっており、キャッシュフローを伴う実現力がない中での課税を見直し、We b 3.0推進に向けた環境整備を図るものである」と説明されているが、当該他の支援措置や義務付け等が具体的に何なのか明らかにされていない。</p> <p>② 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。</p> |
| <p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 金融庁はWe b 3.0推進のために、「フィンテックに関する相談業務」「ブロックチェーン国際共同研究」「F I N / S U M』の開催」といった支援を行っています。また、既に記載の通り、特定自己発行暗号資産については、法人税法において期末時価評価課税の対象外となっておりますので、その旨記載しました。</p> <p>② ご指摘を踏まえて、予算その他の措置では代替できない旨が明確になるように修正しました。</p> |
| <p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> |

点検項目(1)、(3)、(5)及び(7)に課題があり、その中でも(5)将来の減収額及び(7)将来の効果予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | |
|---|-----------------|---|
| 1 | 政策評価の対象とした政策の名称 | 第三者保有の暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し |
| 2 | 対象税目 | ①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税17) (法人住民税、法人事業税:義)(地方税10) |
| | | ②: 上記以外の税目 |
| 3 | 要望区分等の別 | 【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】 |
| 4 | 内容 | 《現行制度の概要》 — |
| | | 《要望の内容》 法人(発行者以外の第三者)の継続的な保有等に係る暗号資産について、期末時価評価課税の見直しを行うこと。 |
| | | 《関係条項》 — |
| 5 | 担当部局 | 企画市場局総務課信用制度参事官室 |
| 6 | 評価実施時期及び分析対象期間 | 評価実施時期:令和5年8月 分析対象期間:令和6年 |
| 7 | 創設年度及び改正経緯 | — |
| 8 | 適用又は延長期間 | — |
| 9 | 必要性等 | ①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 Web3.0 推進に向けた環境整備を図り、ブロックチェーン技術を活用した起業等を促進する。 《政策目的の根拠》 内国法人が有する暗号資産(活発な市場が存在するもの)(注)については、税制上、期末に時価評価し、評価損益(キャッシュフローを伴わない未実現の損益)は、課税の対象とされている。 こうした取扱いは、ブロックチェーン技術を用いたサービスの普及やこれを活用した事業開発等のために、暗号資産を継続的に保有するような内国法人に対して、キャッシュフローが伴わない(=担税力がない)暗号資産についても課税がなされるものとなっていることから、所要の措置を講ずる必要がある。 (注)特定自己発行暗号資産(当該内国法人が発行し、かつ、その発行の時から継続して有する暗号資産であつてその時から継続して譲渡についての制限その他の条件が付されているものとして政令で定めるもの)を除く。 |
| | | ②: 政策体系における政策目的の位置付け 横断的施策1 デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応 |

| 10 | 有効性等 | ③: 達成目標及びその実現による寄与 | 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 Web3.0 推進に向けた環境整備を図り、ブロックチェーン技術を活用した起業等を促進する。 (測定指標) 国内 ICO/IEO (Initial Coin Offering/Initial Exchange Offering) の実施件数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 現行の税制では、キャッシュフローを伴う実現利益がない(=担税力はない)中で継続して保有される暗号資産についても課税を求めることとなっている。本特例措置により税制上の弊害を取り除くことで、暗号資産を引き受ける国内事業者が増加するなど、国内においてブロックチェーン技術を活用した起業等を促進できる。 | | | | | | |
|----------------|--|---------------------|---|---|-----|---|---|--------------|---|
| | | ①: 適用数 | 国内の若手起業家を含め、ブロックチェーン分野の起業家や企業が行う事業への適用が見込まれる。 | | | | | | |
| | | ②: 適用額 | 期末の時価評価損益については、価格上昇・下落により評価益・評価損のいずれもありえ、見込みが立たないため、適用額を見積もることは困難である。また、現状の税制では第三者発行の暗号資産を長期保有することを前提としたビジネスを起業する者は海外での起業を選択していることなどから、法人税収への影響は軽微であると見込まれる。 | | | | | | |
| | | ③: 減収額 | 同上。なお、期末時価評価課税を撤廃しても、売却時には課税が行われることになるため、長期的には税収減は生じないものと見込まれる。 | | | | | | |
| | | ④: 効果 | 《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 現時点における国内 ICO/IEO の実施件数は以下の通り。 (単位:件) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>令和3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ICO/IEO 実施件数</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> (出典)事業者から金融庁への届出をもとに算出 ※2023年9月21日時点 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置が行われなかった場合には、キャッシュフローを伴う実現利益がない(=担税力がない)中でも、法人(発行者以外の第三者)の継続的な保有等に係る暗号資産に関する課税が継続されることになり、国内におけるブロックチェーン技術を活用した起業や事業開発の阻害要因となると考えられる。また、このようなビジネス環境を忌避し、海外へ起業家等が流出する事態につながっているという指摘がある。 | 年 | 令和3 | 4 | 5 | ICO/IEO 実施件数 | 1 |
| 年 | 令和3 | 4 | 5 | | | | | | |
| ICO/IEO 実施件数 | 1 | 1 | 2 | | | | | | |
| ⑤: 税収減を是認する理由等 | 本特例措置が行われた場合でも、本特例措置の対象となる暗号資産が売却された場合には、その売却益については課税の対象となるため、本特例措置による税収減は是認できる。 | | | | | | | | |
| 11 | 相当性 | ①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 | 暗号資産については、短期の売買を目的とせず、事業目的で保有している暗号資産についても期末時価評価の対象となっており、そのボラティリティの高さから生じる税務リスクや手元資金の流出といった税制上の不確実性が要因となり、日本国内で暗号資産を保有する必要のあるビジネスへの参入が進んでいない。 税制による不確実性を緩和するための補助金を講ずることも考えられるが、暗号資産の相場によって評価益・評価損は変化するため、各年度にどの程度の予算措置が必要か見込み難しく、そのような補助金を措置することは手段として適切とは言い難い。 | | | | | | |

| | | |
|----|-----------------------|---|
| | | <p>したがって、本特例措置は内国法人が有する暗号資産に関する現行税制を見直し、現行税制から生じている弊害を取り除くものであるため、予算その他の措置では代替できず、手段として妥当である。</p> |
| | ②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | <p>金融庁は Web3.0 等の推進の観点から、「フィンテックに関する相談業務」、「ブロックチェーン国際共同研究」、「FIN/SUM の開催」といった支援を行っている。</p> <p>また、特定自己発行暗号資産(当該内国法人が発行し、かつ、その発行の時から継続して有する暗号資産であつてその時から継続して譲渡についての制限その他の条件が付されているものとして政令で定めるものを除く。)については、法人税法において期末時価評価課税の対象外とされている。</p> <p>一方で、発行者以外の第三者が保有する暗号資産については依然として期末時価評価課税の対象となっており、国内において、暗号資産を保有する必要のあるビジネスの担い手がないという状況が生じているため、キャッシュフローを伴う実現力がない中での課税を見直し、Web3.0 推進に向けた環境整備を図るものである。</p> |
| | ③: 地方公共団体が協力する相当性 | <p>ブロックチェーン技術を活用した起業や事業開発を地方公共団体も後押ししている。また、国内における起業及びイノベーション促進は地域経済の健全な発展に寄与するものであり、課税団体である地方公共団体にとっても大きな意義を有するものである。</p> |
| 12 | 有識者の見解 | — |
| 13 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | — |

点検結果表

(行政機関名：金融庁)

| | |
|-----|--|
| 制度名 | 協定銀行等に係る法人事業税（資本割）の特例措置の延長 |
| 税目 | 法人事業税 |
| 区分 | <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 |

(1) 達成目標

| |
|--|
| <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（金融機関破綻時におけるセーフティネット機能を十全に発揮し、ひいては金融システムを安定させること。以下同じ。）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>② 達成目標を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> |
| <p>【金融庁の補足説明】</p> <p>①・② 本租税特別措置により達成しようとする目標は、「金融機関破綻時におけるセーフティネット機能を十全に発揮し、ひいては金融システムを安定させること」である。金融システムの安定は、その時々々の経済状況や、破綻する金融機関の数・資産規模等を踏まえて、総合的に判断されるものと考えられる。したがって、金融機関の破綻の影響は様々であり、達成すべき水準（目標値）を定量的に示すことは困難である。また、特例措置の期間中における金融機関の破綻の有無を予測することは困難であることから、達成すべき時期（目標達成時期）を示すことも困難である。</p> |
| <p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> |

(2) 過去の適用数

| |
|---|
| <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p> |
| <p>【金融庁の補足説明】</p> <p>—</p> |
| <p>【点検結果】</p> <p>なし。</p> |

(3) 将来の適用数

| |
|--|
| <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 承継銀行に係る将来の適用数が定量的に予測されていない。</p> <p>② 協定銀行に係る将来の適用数について、「将来的にも整理回収機構1社が適用を受ける見込みである」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかでない。</p> |
| <p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 承継銀行は、内閣総理大臣が「被管理金融機関の業務承継（略）のため承継銀行を活用する必要があると認めるとき」に、設立されるものである（預金保険法第91条）ところ、将来の設立数（適用数）を予測することは困難である。</p> <p>② 「機構は、（略）整理回収業務（略）を目的の一つとする一の銀行と整理回収業務に</p> |

| |
|--|
| <p>関する協定（略）を締結」するものとされる（預金保険法附則第7条第1項）。評価書内に根拠条文を追記。</p> |
| <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> |

(4) 過去の減収額

| |
|---|
| <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p> |
| <p>【金融庁の補足説明】</p> <p>—</p> |
| <p>【点検結果】</p> <p>なし。</p> |

(5) 将来の減収額

| |
|---|
| <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 承継銀行に係る将来の減収額が予測されていない。</p> |
| <p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 承継銀行は、内閣総理大臣が「被管理金融機関の業務承継（略）のため承継銀行を活用する必要があると認めるとき」に、設立されるものである（預金保険法第91条）ところ、将来の設立数（適用数）を予測することは困難である。また、承継銀行の資本金等の額は、その設立後も、破綻する金融機関の資産規模に応じて、増資によって増加し得る。したがって、将来の減収額を予測することは困難である。</p> |
| <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> |

(6) 過去の効果

| |
|--|
| <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の達成目標（金融機関破綻時におけるセーフティネット機能を十全に発揮し、ひいては金融システムを安定させること）に対する過去の効果について、「法人事業税の資本割の特例措置により、協定銀行等の安定的な財産基盤の確保を通じた預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備が図られ、預金者の保護及び信用秩序の維持に寄与している。将来的にも同様である」と説明されているが、定量的に把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> |
| <p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 本租税特別措置により達成しようとする目標は、「金融機関破綻時におけるセーフティネット機能を十全に発揮し、ひいては金融システムを安定させること」である。金融システムの安定は、その時々々の経済状況や、破綻する金融機関の数・資産規模等を踏まえて、総合的に判断されるものと考えられる。近年、金融機関の破綻は発生していないところ、達成目標に対する過去の効果について、定量的に把握することは困難である。</p> |
| <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> |

(7) 将来の効果

| |
|---|
| <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標に対する将来の効果について、「法人事業税の資本割の特例措置により、協定銀行等の安定的な財産基盤の確保を通じた預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備が図られ、預金者の保護及び信用秩序の維持に寄与している。将来的にも同様である」と説明されているが、定量的に把握されていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> |
| <p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 本租税特別措置により達成しようとする目標は、「金融機関破綻時におけるセーフティネット機能を十全に発揮し、ひいては金融システムを安定させること」である。金融システムの安定は、その時々々の経済状況や、破綻する金融機関の数・資産規模等を踏まえて、総合的に判断されるものと考えられる。したがって、金融機関の破綻の影響は様々であり、達成目標に対する将来の効果について、定量的に予測することは困難である。</p> |
| <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> |

(8) 他の政策手段

| |
|---|
| <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p> |
| <p>【金融庁の補足説明】</p> <p>—</p> |
| <p>【点検結果】</p> <p>なし。</p> |

点検項目(1)、(3)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(5)将来の減収額が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | |
|---|-----------------|---|
| 1 | 政策評価の対象とした政策の名称 | 協定銀行等に係る法人事業税(資本割)の特例措置の延長 |
| 2 | 対象税目 | ①: 政策評価の対象税目 法人事業税:義(地方税 11) |
| | | ②: 上記以外の税目 - |
| 3 | 要望区分等の別 | 【新設・拡充・延長】【単独・主管・共管】 |
| 4 | 内容 | 《現行制度の概要》 協定銀行及び承継銀行(以下「協定銀行等」という。)については、令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、資本金等の額を銀行法に規定する銀行の最低資本金の額(20億円)とみなす資本割の特例措置が講じられている。 |
| | | 《要望の内容》 上記の特例措置の延長(当分の間)を要望する。 |
| | | 《関係条項》 地方税法第72条の12第2号 地方税法附則第9条第2項 |
| | | |
| 5 | 担当部局 | 金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室 |
| 6 | 評価実施時期及び分析対象期間 | 評価実施時期:令和5年8月 分析対象期間:令和元年度～ |
| 7 | 創設年度及び改正経緯 | 平成16年度 協定銀行に係る資本割の特例措置 創設 平成16年度 承継銀行に係る資本割の特例措置 創設 平成21年度 協定銀行に係る資本割の特例措置の延長(5年間) 平成21年度 承継銀行に係る資本割の特例措置の延長(5年間) 平成26年度 承継銀行等に係る資本割の特例措置の延長(5年間) 平成31年度 承継銀行等に係る資本割の特例措置の延長(5年間) ※ 平成26年度の税制改正要望より、地方税法の同じ条項に該当する租税特別措置であるため、2つの税制改正要望を1つにまとめて要望している。 |
| 8 | 適用又は延長期間 | 当分の間の延長とする。 |
| 9 | 必要性等 | ①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備を図り、預金者の保護及び信用秩序の維持を目的とするものである。 《政策目的の根拠》 預金保険法 (目的) 第1条 この法律は、預金者等の保護及び破綻金融機関に係る資金決済の確保を図るため、金融機関が預金等の払戻しを停止した場合に必要な保険金等の支払と預金等債権の買取りを行うほか、破綻金融機関に係る合併等に対する適切な資金援助、金融整理管財人による管理及び破綻金 |
| | | |

| | | |
|----|----------------------|---|
| | | 融機関の業務承継その他の金融機関の破綻の処理に関する措置、特定回収困難債権の買取りの措置、金融危機への対応の措置並びに金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置等の制度を確立し、もつて信用秩序の維持に資することを目的とする。 |
| | ②: 政策体系における政策目的の位置付け | I-2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備 |
| | ③: 達成目標及びその実現による寄与 | 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 金融機関破綻時におけるセーフティネット機能を十分に発揮し、ひいては金融システムを安定させること。 |
| | | 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 協定銀行等が法人事業税の資本割の特例措置による税負担の軽減を受け、安定的な財産基盤を確保することにより、金融機関破綻時において円滑に破綻処理等を行うことに寄与する。 |
| 10 | 有効性等 | ①: 適用数 【協定銀行】 平成16年度から令和5年度までは整理回収機構が適用を受けている。将来的にも預金保険法附則第7条第1項に基づき整理回収機構1社が適用を受ける見込みである。 【承継銀行】 平成16年度から平成22年度までは第二日本承継銀行が適用を受けている。承継銀行は、令和5年8月現在においては存在しないが、必要な場合には内閣総理大臣の決定を受けて預金保険機構により適時に設立される。 |
| | | ②: 適用額 【協定銀行】 各年度「資本金等の額(※1)-特例措置適用後課税標準(20億円)」である。 (※1)120億円(平成24年度から) 【承継銀行】 各年度「資本金等の額(※2)-特例措置適用後課税標準(20億円)」である。 (※2)21.2億円(平成16年度から平成22年度まで) |
| | | ③: 減収額 実績は以下の通りである。 【協定銀行】 平成31年度 52.5百万円 令和2年度 52.5百万円 令和3年度 52.5百万円 令和4年度 52.5百万円 令和5年度 52.5百万円 【承継銀行】 平成20年度 0.2百万円 平成21年度 0.2百万円 平成22年度 0.2百万円 |

| | | |
|----|----------------|---|
| | | <p>《算定根拠》 本特例措置の適用総額×法人事業税(資本割)税率</p> <p>【協定銀行】 10,000,000千円×0.525%=52,500千円(平成31年度～令和5年度)</p> <p>【承継銀行】 120,000千円×0.21%=252千円(平成20年度～平成22年度)</p> <p>なお、協定銀行等の資本金等の額は、将来的に、業務の増加・追加に伴い、増資によって増加しうる。こうした性格上、将来の減収額を見通すことは困難である。</p> <p>仮に、協定銀行の資本金等の額及び東京都適用税率が、いずれも令和5年度と同一のままであるとすれば、令和6年度から10年度までの各年度における協定銀行に係る法人事業税の減収額の予測は、以下のとおりである。</p> <p>10,000,000千円×0.525%(東京都適用税率)=52,500千円 (「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」の適用総額に基づく予測)</p> |
| | ④: 効果 | <p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 法人事業税の資本割の特例措置により、協定銀行等の安定的な財産基盤の確保を通じた預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備が図られ、預金者の保護及び信用秩序の維持に寄与している。将来的にも同様である。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 法人事業税の資本割の特例措置により、協定銀行等の安定的な財産基盤が確保され、金融機関破綻時におけるセーフティネット機能の十全な発揮、ひいては金融システムの安定に寄与している。将来的にも同様である。</p> <p>特例措置が延長されず課税された場合、協定銀行等においては、減免されなかった納税額に相当する額だけ資本金が小さくなるため、あらかじめ、当該納税による資本金の減少額に相当する額だけ多く増資しておく必要が生じることとなること、多額の増資に係る調整に時間を要し、迅速かつ円滑な破綻処理に支障が生ずるおそれがある。</p> |
| | ⑤: 税収減を是認する理由等 | <p>法人事業税の資本割の特例措置により、協定銀行等の税負担が軽減され、安定的な財産基盤が確保される。これを通じて円滑な破綻処理のための態勢整備が図られ、預金者の保護及び信用秩序の維持に寄与している。将来的にも同様である。</p> |
| 11 | 相当性 | <p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>協定銀行の業務は、破綻金融機関等の貸付債権などを適正・迅速に回収し、公的資金すなわち国民負担の最小化に寄与する重要な公的使命を負っており、営利性はない。また、承継銀行は、破綻金融機関の業務を引き継ぎ、かつ、引き継いだ業務を暫定的に維持・継続し、預金者の保護及び信用秩序の維持を図ることを目的としており、重要な公的使命を負っており、営利性はない。</p> <p>本措置は、協定銀行等の税負担を軽減し、上記業務の円滑な遂行</p> |

| | | |
|----|-----------------------|--|
| | | <p>に寄与するものであり、他の政策手段(規制等)では実現困難である。本措置は、預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備を図り、預金者の保護及び信用秩序の維持を図るとの政策目的に合致するものである。</p> |
| | ②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | <p>他の支援措置や義務付け等は存在しない。</p> |
| | ③: 地方公共団体が協力する相当性 | <p>協定銀行等に対する法人事業税の資本割の特例措置の延長を行うことで、協定銀行等の安定的な財産基盤の確保を通じて円滑な破綻処理のための態勢整備を図ることができ、破綻金融機関に係る地域における信用秩序の維持及び金融システムの安定に寄与することから、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。</p> |
| 12 | 有識者の見解 | <p>—</p> |
| 13 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | <p>平成30年8月(H30 金融 05)</p> |

